

## 平成25年度 帯広市文化財審議委員会 議事概要

- 1 日 時 平成26年3月17日（月）午後1時～午後2時10分
- 2 場 所 帯広市役所10階 第3会議室
- 3 出席者 安藤委員、池田委員、石原委員、伊藤委員、奥野委員  
金子委員、熊林委員、千葉委員、山崎委員 9名  
(欠席者：池添委員 1名)
- 4 事務局 大久保生涯学習部長、敦賀企画調整監、鈴木文化課長、北沢百年記念館長  
中小原文化振興係長、土田主任補、藤井係員

### 5 議事概要

#### (1) 正副会長の選出について

- ・ 金子委員より、事務局一任との提案があり、全会一致で了承。
- ・ 奥野淳一委員を会長、石原由美子委員を副会長とする事務局案を提案。  
→事務局案のとおり承認。

#### (2) 帯広市の文化財の概要について

[事務局より、帯広市の文化財の概要について説明]

〈質疑応答・意見等なし〉

#### (3) 平成25年度 帯広市文化財保護関係事業実施状況について

[事務局より、平成25年度 帯広市文化財保護関係事業実施状況について説明]

### 委員

- ・ 埋蔵文化財包蔵地の確認について、問い合わせは自主的にするものなのか。

### 事務局

- ・ 多くは不動産売買に関わる業者より問い合わせがある。周知の遺跡については事前届出が必要である。1haを超える工事については埋蔵文化財包蔵地の確認を行うよう市建築指導課より指導が行われおり、その関係での問い合わせもある。

#### 委員

- ・ 百年記念館で開催されているアイヌ文化に関する講座について、来年度も同様に行うのか。

#### 事務局

- ・ 来年度も同様に力を入れてやっていきたい。人事異動に関わらず、他の博物館や連携施設からの情報提供も受けながら、今まで以上に取り組んでいきたい。

#### (4) 平成26年度 帯広市文化財保護関係事業計画について

[事務局より、平成26年度 帯広市文化財保護関係事業計画について説明]

#### 委員

- ・ 十勝幌尻岳の登山道の整備は十分に行われているのか。

#### 事務局

- ・ 登山道の管理については、森林管理局が行うこととなっているが、整備については行われていないようである。なお、八千代中学校が登山道の整備を行っている。

#### 委員

- ・ 十勝幌尻岳の名勝指定により登山者の増加が予想されるので、危険のないようにしてほしい。

#### 事務局

- ・ 去年の様子では藪や倒木も整備がされていたので、登りやすい状態と考えられる。

#### 委員

- ・ 第二伏古尋常小学校跡史跡標示板は西16条の国道沿いに設置されているが、学校跡と標示板設置位置が離れているので、より学校に近い位置に移設することはできないのか。

#### 事務局

- ・ 学校跡は標示板設置位置よりも北側であるが、周知する意味では国道沿いの方がふさわしいと判断し、あえて国道沿いに設置したものである。

#### 委員

- ・ 第二伏古尋常小学校跡史跡標示板の位置がずれていることについての表示や実際の位置についての表示はされているのか（小さい地図や、方向、距離）。

#### 事務局

- ・ 現在は位置についての表示はしていないので、平成26年度に修理を行う際にその旨の表示を行いたい。

(5) 「伝統的生活空間の再生」十勝圏誘致促進期成会事業の進捗状況について

[事務局より、「伝統的生活空間の再生」十勝圏誘致促進期成会事業の進捗状況について説明]

#### 委員

- ・ 十勝圏イオル事業は帯広市が代表となり管理運営を行うのか。

#### 事務局

- ・ アイヌ文化研究推進機構事業の委託条件があるので、代表は帯広市となる予定だが、上士幌町など事業を行う自治体とのネットワークを持って調整を図っていく予定である。

(6) 旧双葉幼稚園園舎の仮園舎使用について

[事務局より、旧双葉幼稚園園舎の仮園舎使用について説明]

#### 委員

- ・ 旧双葉幼稚園園舎を仮園舎として使う場合、登録有形文化財として、どの程度の改修が可能なのか。

#### 事務局

- ・ 登録有形文化財としては規制が少ない。保存を意図しながらどのような改修を行うのが良いか、関係機関と調整をしながら進めている。

#### 委員

- ・ 登録有形文化財の場合、改修費用は所有者が負担するのか。

#### 事務局

- ・ 幼稚園舎として活用するための改修であれば所有者が負担し、文化財として保存するための改修であれば、設計費については国等による支援策がある。

#### 委員

- ・ 仮園舎使用や改修を進めるなかでの話し合いには帯広市も参加するのか。

#### 事務局

- ・ 道教委とともに間に入りながら調整を行っていく。

#### 委員

- ・ ある程度の規制があるということか。

#### 事務局

- ・ 規制というよりは、文化財保存の観点や子供達の安全を考慮しつつ調整を図るために情報交換を行っている。

#### 委員

- ・ 登録有形文化財指定部分は手をつけないのか。

#### 事務局

- ・ 雨漏りや窓ガラスなど、大人数の園児が入る幼稚園としてはどうしても支障が出てくる。保存しながら活用できるように所有者にも配慮してもらいながら進めている。

#### 委員

- ・ 平成27年4月以降の方向性はあるのか。

#### 事務局

- ・ 所有者としても保存の意思はあるが、活用計画については白紙。活用方策については情報交換をしながら考えていきたい。

### (7) その他

#### 委員

- ・ 文化財審議委員として日常的な活動はどのようになっているのか。

#### 事務局

- ・ 文化財の保存活用を視野に、委員の皆さんの日ごろの活動の中で文化財のPRに資する活動を行っていただきたい。
- ・ 審議委員会の目的は文化財指定などの際、教育委員会の諮問に応じて審議・答申を行うことであるが、最近是指定の動きがないので報告のみとなっている。今後、文化財指定に向けた諮問がなされた時のために、日ごろから情報収集を行っていただきたい。